

外国人留学生の奨学生募集要綱（抜粋）

1) 応募資格

次のすべての資格を満たしていることが必要です。

- ①「留学」の在留資格を持ち、愛知県内の大学に正規の学部生、大学院修士もしくは博士課程生として在籍する私費の留学生であること。
- ②学資の支弁が困難と認められること。
- ③財団の奨学金受給予定期間中に日本政府奨学金（国費という）または他の団体の奨学金を受給しないこと。
- ④奨学金受給を開始する年の4月1日現在の満年齢が35歳未満であること。
- ⑤心身ともに健康であり品行方正で学業優秀であること。
- ⑥国民健康保険に加入していること。
- ⑦日本の社会と文化および国際交流に深い関心を持っていること。
- ⑧財団の交流行事に参加できること。

2) 支給人数 毎年度 20 名（継続者と新規採用者を含む）

3) 支給額および支給期間

- ①支給額 ・ 月額 120,000 円
- ②支給期間 ・ 最長 2 年間（ただし 1 年後に再選考）
（上記の期間内に卒業する場合は最短修業年限）

4) 応募方法

奨学金を希望する人は、所定の応募書類一式を作成のうえ、在籍大学の留学生担当課へ提出し、大学長の推薦を受けてください。

留学生担当課は、応募書類をとりまとめのうえ財団事務局へお申し込みください（毎年 2 月頃）。

・ 応募書類一覧

(1) 奨学金申込書	当財団指定用紙
(2) カラー写真	上半身、4 cm × 3 cm を 2 枚 裏面に大学名、氏名を記入しうち 1 枚を奨学生申込書に貼る
(3) 指導教官の推薦書	応募者の学業や人物（学内における素行・風評を含む）、将来性について
(4) 誓約書	当財団指定用紙
(5) 研究計画書	当財団指定用紙
(6) 学業成績証明書	最新版
(7) 在学証明書	
(8) 健康診断書	当財団指定用紙 胸部 X 線撮影等は 1 年以内のものであれば可

	尿検査、血液検査等は3ヶ月以内の診断のもの
(9) 外国人登録証明書の写し	両面をコピー
(10) 国民健康保険証の写し	
(11) 緊急連絡先	当財団指定用紙

5) 選考

書類による一次選考と面接による二次選考を行います。選考の結果は大学宛に通知します（毎年3月頃）。

6) 注意事項

- ①財団の奨学金応募者は、財団の宿舍入居に同時に応募することはできません。
- ②個人に対して行う財団の支援は、奨学金支給または宿舍提供のいずれか1回限りです。
- ③月例報告会で近況報告とレポート提出をしたのち、奨学金を支給します。
- ④奨学金受給資格を喪失する等、奨学生として適当でない行為があった場合は、奨学金の支給を休止もしくは停止します。

【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として当財団で安全に管理し、奨学生の選考手続き及び採用者への奨学金支給業務のほか、帰国後のフォローアップに関する業務のために使用します。また、業務に必要な範囲で当財団役員、金融機関に情報を提供しますが、その際には個人情報の保護の徹底に努めます。

以上